十	「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する者又は適用する予定の者	中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行うことにより、その経営状況の的確な把握及び金融機関その他の利害関係者に対する正確な自社の財務情報や経営状況の説明を可能とし、もって中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること。
十一	1　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 2　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること。
十二	1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に規定する一般ガス事業者 3　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 4　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者 5　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者	中小企業における非化石エネルギーの導入、中小ガス事業の近代化・保安の確保、省エネルギーの促進並びに公害防止及び再生資源の有効利用等により環境対策の促進を図ること。
十三	自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること。
十四	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
十五	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること。
十六	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること。
十七	1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること。
十八	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること。
十九	災害により被害を受けた者（次号及び第二十一号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること。
二十	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十一	平成二十八年熊本地震により被害を受けた者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた者	平成二十八年熊本地震により被害を受けた中小企業者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十二	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること。

○厚生労働省告示第三百七十六号

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）の施行に伴い、労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月二十一日から適用する。

平成二十八年十月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三号中「第七条」を「第二十九条」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十七号

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）の施行に伴い、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月二十一日から適用する。

平成二十八年十月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三号中「第七条」を「第二十九条」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十八号

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百六十一号）の施行に伴い、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年十月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第五の六中「及び第七項第一号イ」を「、第七項第一号イ及び第九項第一号イ」に改め、「附則第十五条の五第二項第一号イ」の下に「、第十六条第一項第三号」を加える。